

『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議  
ヒアリング説明資料

松本久史（國學院大學教授）

## はじめに

全体を総括して、日本国憲法で示された、天皇が「象徴」・「世襲」であることを、近代・現代に限定せず、歴史を通じた意味を捉え直すことが、安定的な皇位継承のための議論の根本であると考え。ややもすれば、従来、これが閑却されていることに問題がある。

国民それぞれのアプローチはあるだろうが、これを 神道の立場、つまり古来からの日本の神祇（カミ）信仰の観点から考える とどうなるのかということについて述べる。

歴史上、時の為政者が天皇を規定することはほとんどなかった。つまり、天皇の規定については、敢えて言及しない「不文の法」とでもいうべき歴史があったと考えられる。

## 一、日本国憲法第1条の「象徴」について

なにゆえ日本国を「象徴」するのか？

- ・禁中並公家諸法度（元和元（1615）年）

天皇は「学問」に専念することとされる 条文自体は『禁秘御抄』（承久3（1221）年）からの引用存在そのものの根拠ではなく、あくまでも役割の提示でしかない。

- ・大日本帝国憲法告文 → **資料1**参照

主権者としての根拠が「皇祖皇宗ノ遺訓」に淵源することを示す

憲法の遵守 皇祖・皇宗に誓う形となる

参考：歴代アメリカ大統領就任式の宣誓文の末尾

“So help me God” 本年1月20日バイデン大統領も同様に宣誓し、就任している。

→合衆国憲法の遵守を神に誓う、憲法に規定されていない「慣習」

## 古代の天皇認識

- ・「公式令」（養老令（天平宝字元（757）年施行）詔書式条

「明神御宇日本天皇」・「明神御宇天皇」・「明神御大八洲天皇」と詔勅に記すよう規定

明神（あきつみかみ）とは、神として現実に存在している、ということ

御宇（あめのしたしろしめす） 天下を統治する

→神として天下を統治する天皇、という意味となる

・『万葉集』に見る古代人の天皇認識

「大君は神にしませば」（天皇は神であるから）という表現 六首採録される

→**資料2**参照

神であるから、天上にいる →天の神という認識（後述）

神であるから、 →常人のなし得ないことができる

・宣命 口頭で下される天皇の勅語

文武天皇元（697）年の宣命『続日本紀』 →**資料3**参照

現御神（上述）、かむながら（神として）という表現

神の子孫として（御子ながら）、神意のままに（神ながら）国を平安に治めることが表明

・延喜式祝詞（延長5（927）年成立）

「大祓詞」→**資料4**参照

カムロキ・カムロミの神（男女の祖神）の命令により、国を平安に治める

・古事記（和銅5（712）年）・日本書紀（養老4（720）年） →**資料5**参照

タカミムスヒ・アマテラスオオミカミの「神勅」

いわゆる「天壤無窮の神勅」 アマテラスオオミカミの子孫が永久に国を治める

以上の通り、天皇は神であるという古代の認識は明らか

アマテラスオオミカミ（皇祖）の「この国を平安に統治せよ」という神意と、代々（皇宗）の継承が表明されている。

→神意を神の子孫が継承する かつ、天皇に神格を見る認識の存在根拠は、中世以降、いわば自明のものとされていたと考えられる。

## 天皇「神格化」に対する誤解

「神道指令」（昭和20（1945）年）的認識 超国家主義・軍国主義の源泉と見る

しかし、日本の「カミ」は決して全知全能の絶対的超越者ではない

→この「カミ」認識は、天皇が専制君主や独裁者では決してなかった歴史とも関連

国学者、本居宣長（1730-1801）の言う「カミ」→**資料6**参照

神道における神と人との関係の理解は、天皇だけではなく、われわれ国民も神の子孫なのであり、神たり得る。その意味では本質的な違いはない。われわれも神の生みの子として、この国の平安にともに尽くしていく、ということ。

## 日本古来の「カミ」信仰の伝統を重視する神道の立場からは、天皇に「神性」を見、そこに「象徴」としての根源があるのだと理解できる

神道神学者上田賢治（國學院大学元学長）の見解→**資料7**参照

## 二、第2条「世襲」の持つ意義について

アマテラスオオミカミの子孫（皇孫）が皇位を「世襲」する

記紀の皇孫と国つ神の婚姻譚が持つ意味

→天つ神と国つ神の統合

いわゆる「日向三代」では

ニニギノミコト

オオヤマツミ（山神）の娘

ホヲリノミコト・ウガヤフキアヘズノミコト

ワタツミ（海神）の娘

神武天皇では

大物主神＝大国主神（国土経営）の神の娘

神々との婚姻に依るコスモロジーの表現

征服や排除ではなく、婚姻により多様な八百万の神々を統合し、天皇が自然界を含んだ「大八嶋国」を統合し、統治する根拠となった

→すでに、大八嶋国（日本）統合の象徴ともいべき存在であった。

ニニギノミコト以来の男系継承を重視する理由

たとえアマテラスオオミカミは女神であっても、地上を統治するべき「皇孫」は男性である。

古代の「ウジ」認識に当たっては、皇位が男系で継承されること が天つ神の証拠である。ということであり、それが保証されていれば、男女の別が第一義的にあるわけではない、

故に、一時的な女帝は歴史上存在した。

一方、女系継承は 異なる「ウジ」に変わる という認識→天つ神の子孫であるという 統治の正統性への疑義

中世以降の歴史的変遷

父系を原則としつつも、母系もしくはそれ以外（他氏からの養子）も認めるようになってきた。

近世初期・前期の場合

小早川秀秋・武田信吉・結城秀康・保科正之→豊臣氏・徳川氏から継承

徳川家斉の場合

鳥取藩：池田齊衆 徳島藩：蜂須賀齊裕（夫婦ともに他氏）

このように、一般社会においては、男系・女系を柔軟に対応していく中で、イエの継続が図られてきただからこそ、その中で皇室が男系を維持し続けてきたことには大きな意味があると考えられる。

なお、江戸幕府は「禁中並公家諸法度」第6条で、「養子者連綿。但、可被用同姓。女縁其家督相續、古今一切無之事」とし、原則として公家の女系相続を認めておらず、皇室・公家は武家・農商民と区別されていることにも注目される。

皇位継承が父系であるということが、現在、性差別を助長することになるのか？

→継承した家産等をどうするかは被相続者の自由意志であり、男・女および長子・次子の順序も問わない  
現行の相続権とは同様視できない。一般にいう「相続」とは意味が異なるのである。

皇室が男系継承を維持し続けた歴史的事実を重視すべきであろう。男系継承は天つ神の子孫であることを表象してはいるが、皇孫が尊崇するアマテラスオオミカミは女神であり、性差別の意図があるわけではない。かつ、国民一般においては、既に歴史的にも広く柔軟な運用が認められてきており、現今の情勢下において、皇室が男系相続を維持したとして、性差別を助長することはないと考えられる。

### 三、ヒアリング聴取項目についての回答

問1. 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。

象徴として、過去から未来にわたり、国民統合に資する職務を遂行されるということであろう。「主権」・「元首」などの法的・政治的概念のみに拘泥すべきではないことに留意。外国の王制との安易な比較も避けるべきである。不易の伝統を守りながら、同時に時代に合わせた活動も展開されるであろう。

問2. 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。

問1に付随するものであり、天皇の諸活動を支え、補助する存在である。これも時代の要請や皇族の数に照らして、適正な活動のあり方を検討すべきであろう。

問3. 皇族数の減少についてどのように考えるか。

憂慮すべき状況であり、問9にあわせて検討すべき問題である。

問4. 皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか。

問2・5・6・7に付随している問題であるが、歴史的経緯に基づく現行の規定を容易に変更することは慎むべきであろう。

問5. 内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。

その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

歴史的には事例があることは承知しているが、問4の回答趣旨と同じく、現行の規定を変更すべきではない。

問6. 皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。 その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

歴史的な前例のない女系への拡大は考えられない。

問7. 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。 その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。

いわゆる「女性宮家」の問題であろうが、問4に関連して、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持した歴史的な前例はあるが、それに伴い、配偶者・子を皇族とすることは前例がなく、新たな制度の制定には反対である。

問8. 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか。

これについては、元女性皇族の方に皇室の活動をサポートしていただく法整備をするような、柔軟な運

用は可能ではないか。

問9. 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように考えるか。  
その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること。

②皇統に属する男系の男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。

歴史の重さを踏まえ、共に可能性はあり、十分に考慮する必要があるだろう。神道の観点からは男系世襲であるということは、皇孫ニニギノミコト以来の天つ神の命（みこと）の継承を意味している。男系による継承の歴史はゆるがせにできない。また、安定的な皇位継承のための歴代皇室がはらってきた配慮も同様に尊重すべきであり、中世からの四親王家、および近代の永世皇族制度による各宮家の存在について、その意義をまずは考えなければならないだろう。

継承順位については皇室典範に準拠し、近親の順とすることが適当であろう。

問10. 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。

なによりも必要なのは天皇・皇室そのものの歴史、さらには国民との関りの歴史に関する知識を広く国民が共有することである。そのために政府が率先して施策を講じられたい。国民に十分な知識・理解がない中で拙速に議論が進められることを危惧する。その上で、永続的かつ安定的な皇位継承の方策の議論が深まっていくであろうと思慮する。

以上

## 【資料】

### 資料1

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

#### 皇祖

皇宗ノ神靈 ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ発達ニ随ヒ宜ク

#### 皇祖

皇宗ノ遺訓 ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

#### 皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範 ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ挙行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

(強調、傍線は松本が施した、以下同様)

### 資料2 『万葉集』

第2巻205番歌 大君は 神にしませば 天雲の 五百重が下に 隠りたまひぬ  
置始東人の作

第3巻235番歌 大君は 神にしませば 天雲の 雷の上に 廬りせるかも

第3巻235番歌別伝 大君は 神にしませば 雲隠る雷山に 宮敷きいます

第3巻241番歌 大君は 神にしませば 真木の立つ 荒山中に 海を成すかも  
いずれも柿本人麻呂の作

19巻4260番歌 大君は 神にしませば 赤駒の 腹這ふ田居を 都と成しつ  
大伴御行の作

19巻4261番歌 大君は 神にしませば 水鳥の すだく水沼を 都と成しつ  
作者不詳

**資料3** 文武天皇即位元（697）年8月16日宣命

**現御神と大八嶋国知らしめす天皇**が大命らまと詔りたまふ大命を、集り侍る皇子等・王等・百官人等、天下公民、諸聞きたまへと詔る。

**高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに、天皇が御子のあれ坐さむいや継々に、大八嶋国知らさむ次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依し奉りし隨に**、この天津日嗣高御座の業と、現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命の、授け賜ひ負せ賜ふ貴き高き広き厚き大命を受け賜り恐み坐して、**この食国天下を調へ賜ひ平げ賜ひ、天下の公民を恵ひ賜ひ撫で賜はむとなも、神ながら思しめさく**と詔りたまふ天皇が大命を、諸聞きたまへと詔る。是を以て、天皇が朝庭の敷き賜ひ行ひ賜へる百官人等、四方の食国を治め奉れと任せ賜へる国々の宰等に至るまでに、国の法を過ち犯す事なく、明き淨き直き誠の心を以て、御称々りて緩び怠る事なく、務め結りて仕へ奉れと詔りたまふ大命を、諸聞きたまへと詔る（『続日本紀』、訓読は新日本古典文学大系『続日本紀 一』岩波書店 1989年 3～5頁に依る）

**資料4** 『延喜式』卷八 大祓詞

高天原に神留り坐す皇親神漏伎・神漏美の命以て、八百万の神等を神集へ集へ賜ひ、神議り議り賜ひて、我が皇御孫の命は豊葦原の水穂の国を、安国と平けく知ろし食せと事依さし奉りき。

**資料5**

『古事記』

天照大御神の命以ち、「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂国は、我が御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命の知らず国」と、言因さし賜ひて、天降したまふ。（訓読は中村啓信訳注『新版 古事記』角川ソフィア文庫 平成21年 66頁に依る）

日子番能迺々芸命に詔科せ、「此の豊葦原の水穂国は、汝知らさむ国ぞと言依さし賜ふ。故命のまにまに天降るべし」とのりたまふ（同75頁）

『日本書紀』

豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は、これわが子孫の王たる地也。よろしく爾皇孫就きて治せ。さきくませ、宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮り無かるべし。



#### 資料6 本居宣長の「カミ」

凡て 迦微<sup>カミ</sup>とは、<sup>イニシヘノミフミドモ</sup>古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其の祀れる社に坐御霊をも申し、  
又人はさらにも云ず、鳥獸木草のたぐひ海山など、其余何にまれ、尋常<sup>ヨノツネ</sup>ならずすぐれたる徳<sup>コト</sup>のありて、  
可畏<sup>カシコ</sup>き物を迦微とは云なり。（本居宣長『古事記伝』 『本居宣長全集』第九巻 筑摩書房 昭和43年  
125頁）

#### 資料7 上田賢治の見解

天皇は、この邇々藝命の直系の御子孫であられる。根底に信仰があることは、申すまでもない。しかし、  
歴史に明らかな限り、天皇家の系譜、その一系を疑う決定的な証拠はないのである。日本民族国家の成立  
は弥生時代、そしてその成長発展は、稲作の普及と軌を一にしている。民族の連合国家が、天皇家の稲作  
祭祀を国家祭祀として、その統一を維持して来た事実も否認し得ないであろう。天皇は即位大嘗祭を通  
じて、<sup>いのち</sup>生命の根源に帰一される営み（その意味体現）を、歴代続けて来られた。神道の信仰視点から見  
て、国は〈神国〉、天皇は〈神〉であられるのが当然、それこそ、我が国の歴史を経た信仰本質の表白に  
外ならない、と言ってよい。（上田賢治『神道神学論考』大明堂 平成3年 186頁）